

茨木市における自治会への加入促進に関する協定書

茨木市（以下「甲」という。）、茨木市自治会連合会（以下「乙」という。）及び大阪府宅地建物取引業協会北大阪支部（以下「丙」という。）は、より一層、相互に連携・協力し、自治会への加入促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙（以下、「三者」という。）が連携・協力し、自治会への加入を促進することによって、自治会活動の担い手の確保及び活性化を図り、地域コミュニティの更なる醸成と真に豊かで住みよいまちづくりの推進に資することを目的とする。

（連携協力事項等）

第2条 この協定における三者の連携協力事項及び役割分担は、次のとおりとする。

(1) 甲の役割

ア 転入手続きの来庁者に、自治会加入促進チラシ（以下、「チラシ」という。）を配布するとともに、宅地開発許可申請及び建築確認申請時には、茨木市開発指導要綱及び同施行基準に基づき、開発行為等を行う者に対して、自治会への加入を積極的に促進するよう指導する。

イ 自治会加入依頼書に基づく加入手続き等（必要に応じて、自治会加入等の説明）を行うほか、乙・丙と連携し、チラシ等の配布を行い、自治会への加入促進に努める。

(2) 乙の役割

ア チラシ等を作成・配布するなど、自治会への加入促進に努める。

イ 甲と連携し、自治会加入依頼書に基づき加入手続き等（必要に応じて、自治会加入等の説明）を行うほか、甲・丙と連携し、チラシ等の配布を行う。

(3) 丙の役割

ア 物件の売買、賃貸借又は仲介等に係る契約者などに対し、チラシと共に自治会加入依頼書を配布するとともに、配布枚数等の記録に努め、自治会への加入勧奨に努める。

イ マンション管理組合が設立される際には、自治会への加入及び自治会の発足を促進するとともに、できる限り、甲及び乙に対して情報提供に努めるほか、必要に応じて、甲及び乙に自治会の加入及び発足についての詳細な説明（丙は、できる限り甲及び乙が説明する機会を確保）を求めることができる。

ウ 会員に対し情報提供を行い、自治会に関する理解を深め、各事業所内に自治会加入促進ポスターを掲示し、加入促進に努める。

2 三者は、情報を共有し、相互に連携して、自治会加入促進に向けて必要と認められる取組を行うものとする。

3 三者は、この協定に基づき、甲が必要に応じて実施する、自治会への加入促進に関する効果測定に協力するものとする。

4 三者は、前3項に掲げる事項を効果的に実施するため必要があるときは、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、三者のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、その後も同様とする。

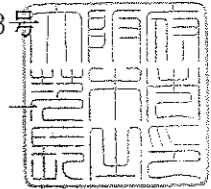
（その他）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、三者が協議のうえ決定する。

この協定を証するため、本書を3通作成し、三者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年2月7日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市
茨木市長 福岡 洋



乙 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市自治会連合会
会長 山口 正 弘



丙 茨木市駅前三丁目7番1号
大阪府宅地建物取引業協会
北大阪支部
支部長 河内 敬 雄

